

乙は、注文書で特定するサービス（以下、本サービスという）を以下のとおり提供します。

1. アドバンスド設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。
 - (1) 乙は、甲のシステム（以下「本システム」という）に関する甲の要望等を調査し、「本システム」の設計等の支援業務または成果物（以下、「納入品」という）を作成します。
 - (2) 前号の実施内容の詳細および納入品は、甲乙で契約締結までに協議決定します。
2. アドバンスド運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。
 - (1) 乙は、甲が使用する乙が提供したソフトウェアで構成するシステム（以下「本システム」という）に関する甲の要望等を調査し、次の支援業務等のうち、甲乙で契約締結までに協議決定した支援業務を実施します。
 - ① 「本システム」の運用に関する支援業務
 - ② 乙が提供したソフトウェア等の環境設定
 - ③ 「本システム」の運用マニュアル等の作成またはレビュー
 - ④ 甲が保有するデータ等の乙が可能と判断する他のシステムへのデータ移行支援（データ等の移行作業は含まれない）
 - (2) 前号の支援内容の詳細および納入品は、別途甲乙で協議決定するものとします。
3. 本項は、本サービスに共通して適用するものとします。
 - (1) 乙が納入品を納入した場合または支援作業を完了した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
 - (2) 納入品の納入にまたは作業完了により、本サービスは完了するものとします。
 - (3) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価（以下「ソリューションサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
 - (4) 納入品に関する保証については、納入品に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、納入品の納入から3ヵ月間、無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
 - (5) 本サービスの納入品にバックアップに関する記述がある場合、乙は「本システム」を構成する機器またはソフトウェア所定のバックアップに関する情報にもとづき納入品を作成することを保証します。ただし、「本システム」のバックアップ動作ならびにバックアップおよびリストア後のデータに関し、乙は何ら保証しないものとします。
 - (6) 甲および乙は、相手方に開示する技術資料、技術情報、営業情報および「本システム」の利用・運用方法に関する情報（「甲の提供情報」を含む）のうち、自己の機密情報に属するもの（以下「機密情報」という）については、相手方に開示する際に、次に記載する方法で「機密情報」として指定するものとし、「機密情報」を受領した当事者は、受領証を相手方に交付するものとします。
 - ① 有体物として提供する場合、当該有体物に「機密情報」である旨の表示を行う。
 - ② 口頭で提供する場合、提供時に口頭で指定し、更に提供後7日以内に「機密情報」である旨を書面で通知する。
 - (7) 甲および乙は、「機密情報」を厳に機密として管理し、いかなる第三者に対しても開示・漏洩されないよう適切な措置を講じるものとします。ただし、乙が「委託業務」の全部または一部を第三者に委託する場合には、甲の事前の承諾を得て、「機密情報」を委託先に開示できるものとします。
 - (8) 「機密情報」として指定されたものといえども、次に記載する事項の一に該当するものについては、甲および乙は前号の義務を負わないものとします。
 - ① 本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、情報受領者が本契約に違反して公知となったものを除きます。
 - ② 本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
 - ③ 開示された技術情報を利用せずに独自に開発した納入品
 - (9) 甲および乙は、相手方から開示された「機密情報」を「委託業務」の完了時に相手方に返還するものとします。
 - (10) 第6号乃至第9号の規定は、本サービス終了後3年間有効に存続するものとします。
 - (11) 本サービスの履行にあたり新規に開発された物、構造、方法もしくは手順等に関するアイデア、コンセプトであって、システムの設計、開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料、図面、仕様書、指示書、手順書、報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明・考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有（持分均等）に帰属します。
 - (12) 納入品の著作権は、著作権法第27条（翻訳・翻案権）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の権利を含み、納入品の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、納入品を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
 - (13) 甲が乙の責に帰すべからざる理由でサービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、納入品（この場合、未完成のものを含む）を甲に引き渡します。
 - (14) 納入品の納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に納入品の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
 - (15) 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「ソリューションサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。以上